

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成22年9月12日（日） 11時11分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部北比良沖 滋賀県大津市所在の北比良会館四等三角点から真方位068°980m 付近 （概位 北緯35°13.5′ 東経135°57.6′）
事故調査の経過	平成22年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ センたくまんじゅう250XI、0.1トン 250-54210滋賀、個人所有 2.85m(Lr)×1.06m×0.43m、FRP ガソリン機関、188kW、平成21年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年6月14日 免許証交付日 平成22年6月14日 （平成27年6月13日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（同乗者B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者2人（以下、中央に座った同乗者を「同乗者A」、最後部に座った同乗者を「同乗者B」という。）を乗せて琵琶湖南西部の北比良の湖岸から遊走することとした。 船長は、本船を発進させる際、同乗者に「行くよ」と声掛けをすると同乗者Bが「オッケー」と言ったので、本船後部のグリップハンドル等をつかんでいるものと思い、スロットルを回したところ、平成22年9月12日11時11分ごろ同乗者Bが落水した。 船長は、すぐに同乗者Bが落水したことに気付き、落水場所に引き返して同乗者Bが負傷したことを知り、119番に通報した。 船長は、同乗者Bが落水した際、船体又は湖底の石に頭を打って負傷したものと思った。 同乗者Bは、救急車で病院に搬送され、後頭部切創と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好
その他の事項	船長、同乗者A及び同乗者Bは、同じグループで琵琶湖の北比良の湖岸に遊びに来ていた。

	<p>本船の船体後部には、フックのような突起物に取り付けられていた。 船長、同乗者A及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。 船長は、同乗者A及び同乗者Bが水上オートバイの乗船経験があると聞いていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は琵琶湖南西部の北比良の湖岸から発進する際、船長が、発進することを告げたところ、同乗者Bから応答があり、発進したが、同乗者Bが、本船のグリップハンドル等をつかんでいなかったことから、落水して負傷した可能性があると考えられる。</p> <p>同乗者Bは、落水した際、船体後部の突起物又は湖底の石に後頭部が当たって負傷した可能性があると考えられるが、いずれにより負傷したかを明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、同乗者Bが水上オートバイの乗船経験があると聞いていたことから、発進する際、同乗者Bの応答を聞き、本船のグリップハンドル等をつかんでいると思い、発進した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が琵琶湖南西部の北比良の湖岸から発進する際、船長が、発進することを告げたところ、同乗者Bから応答があり、発進したが、同乗者Bが、本船のグリップハンドル等をつかんでいなかったため、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、発進する際、同乗者が振り落とされないことがないように、しっかりとグリップハンドル等につかまることなどの注意を与え、乗船姿勢を確認すること。</li> </ul>	